

承諾書の提出省略について

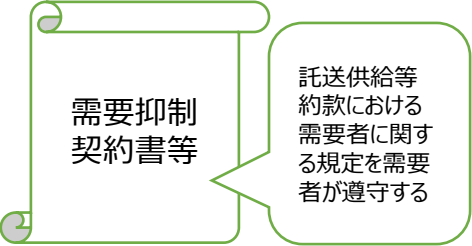
■ 承諾書とは

契約の要件として、「需要抑制契約者が、需要者に託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者が託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること」が規定されており、契約申込み時に、承諾書の写しを提出する必要があります。

■ 承諾書の提出省略について

上記の承諾書提出は需要抑制契約者の実務負担が大きいことから、「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」を予め提出していただくことで、都度の承諾書の提出を省略することができるルールです。

① 需要抑制契約者と需要者間の需要抑制契約書等で担保されていること



② 契約申込み時に、需要抑制量調整供給契約の実施に必要な需要者情報の提供承諾があること



③ 需要抑制契約書等の写しの提出
(一般送配電が提示を求めた場合のみ)



①、②、③などについて、予め同意いただくことが省略の条件となります。
詳細については、別紙の「承諾書の提出省略の取扱いに関する同意書」をご確認願います。